

平成22年第1回芸北広域環境施設組合議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成22年6月8日													
招 集 の 場 所	広島県山県郡北広島町有田1234番地 北広島町役場2階 大会議室													
議 長	藤 井 昌 之													
開閉会日時及び宣告	開 会	平成22年6月8日 午前 9時58分												
	閉 会	平成22年6月8日 午前10時27分												
<table border="1"> <tr> <td>○</td> <td>出席を示す</td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>欠席を示す</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>不応招を示す</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>公務欠席を示す</td> </tr> </table>	○	出席を示す	△	欠席を示す	×	不応招を示す	□	公務欠席を示す	議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
	○	出席を示す												
	△	欠席を示す												
	×	不応招を示す												
	□	公務欠席を示す												
1	藤 井 昌 之	○	5	藤 井 勝 丸	○									
2	前 川 正 昭	○	6	加 計 雅 章	○									
3	青 原 敏 治	○	7	入 本 和 男	○									
4	中 田 節 雄	○	8	秋 田 雅 朝	○									
会 議 録 署 名 議 員	8 番 秋 田 雅 朝		2 番 前 川 正 昭											
地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名	管 理 者	竹 下 正 彦	事務局長	国 安 勝 美										
	副管理者	浜 田 一 義	所 長	児 玉 一 朗										
議 事 日 程	別紙のとおり													
会 議 に 付 し た 事 件	議案第4号 請負契約の締結について													
	議案第5号 財産の取得について													
	議員の派遣について													
会 議 の 経 過	次のとおり													

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
開 議	議 長	<p>ただ今の出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年第1回芸北広域環境施設組合議会臨時会を開会いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。</p>
日程第1	議 長	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、議長において、8番 秋田雅朝君及び2番 前川正昭君を指名いたします。</p>
日程第2	議 長	<p>日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」と言う者あり】</p> <p>御異議なしと認めます。よって会期は本日1日間と決定いたしました。</p>
日程第3	<p>議 長</p> <p>事 務 局 議 長 管 理 者</p> <p>議 長 事 務 局 長 議 長 事 務 局 議 長</p>	<p>日程第3、議案第4号「請負契約の締結について」を議題といたします。議案の朗読を願います。</p> <p>【議案第4号を朗読】</p> <p>引き続き提案理由の説明を求めます。管理者 竹下正彦君。</p> <p>議案第4号でございますが、「請負契約の締結について」でございます。ただいま、事務局が朗読しましたとおり、ごみ焼却炉等修繕について請負契約を締結するにあたりまして、芸北広域環境施設組合において北広島町の条例を準用する条例第2条第17号の規定による北広島町条例の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、組合議会の議決をいただくものでございます。詳しくは事務局から御説明いたします。以上、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>引き続き詳細について事務局に説明を求めます。事務局長。</p> <p>【詳細説明】</p> <p>引き続き説明を求めます。</p> <p>【詳細説明】</p> <p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番 入本和男君。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	7 番議員 議 長 事務局長	<p>非常にまあ低い落札率で結構だと思いますが、2社という競争の中です、一般競争入札という中で、こういう特殊なことだろうと思いますが、当初の見積りとかいうのは、仕様書ですね、その辺りは、どのようなかたちだったのか教えて頂きたいのと、それからこれについての新規的な会社がこういう修繕についてのセールスに来るということはこの2社以外にあるのかなのかその辺りを答弁願いたい。</p> <p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局長。</p> <p>はい。それでは、ごみ焼却炉の仕様についてでございますけれども、これはホームページにも掲載した内容でございますが、入札に参加する必要な資格としまして、また指名競争入札入札参加資格審査申請書の提出というのがひとつの前提になります。その他建設業の許可を取得している内容でございますが、清掃施設工事それとかタイル・レンガ・ブロック等の工事、それから機械器具等のまあ建設業の許可をまあ有しておるとか、まあそういった、いろいろと条件がございますがそういったものをまあ前提として仕様書としております。それからあの…。</p> <p>失礼しました。営業活動についてはですね、組合の方に提出してあります指名競争入札で該当する会社が8社位ございます。それで仕様につきましては児玉の方から説明いたします。</p>
	議 長 事 務 局	<p>引き続き答弁を求めます。</p> <p>では、仕様の方をどのように作ったかということでございますが、前年度に補修の工事をします。そのあと私達職員、それから補修担当業者と一緒に炉の中に入って、来年はこの部分を直そう、この部分が危ないという所を検討します。そしてその中でまあ我々今まで、この部分を変えようということで設計書を作って作成しております。</p> <p>それからまあ補足なんですけれども、先ほど事務局長が申しましたように営業活動というのはかなりあります。最近は新規な焼却炉の工事というのは少ないので営業活動に来られるものもあります。今回落札された虹技という会社、これも3、4年前からこちらの施設の方に営業活動に来ておられます。それまでは全然そういうこちらの方に来られたことはなかったんですけども、やはり全国的に仕事が減ってるということでたくさんの業者の方が来ています。しかし、まあ適正な業者を選ぶという意味で今のようなある程度の基準を設けて、今回一般競争入札をさせて頂いて</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第4	事 務 局 議 長 7 番 議 員	<p>いるというところでございます。以上です。</p> <p>以上で答弁を終わります。7番 入本和男君。</p> <p>今あの説明の中にですね、業者の立会いのもとで修理箇所を点検したというふうに伺ったのですが、それとこの業者との関係はないのか、その業者はどこだったのか伺います。</p>
	議 長 事 務 局	<p>ただ今の質問に対し答弁を求めます。事務局。</p> <p>あの工事の点検業者というのはその年度に工事を落札した業者でございます。今回のことについて言えば株式会社タクマでございます。そちらと一緒に今回調査をしております。以上です。</p>
	議 長 7 番 議 員	<p>以上で答弁を終わります。7番 入本和男君。</p> <p>確認しておきますが、次の年は、だから虹技の方が今度は修繕の場合は立会いをするというかたちで理解しておいてよろしいわけですか。</p>
	議 長 事 務 局	<p>ただ今の質問に対し答弁を求めます。事務局。</p> <p>おっしゃるとおり、補修を請け負ったところが来年度の改善提案をするというのが仕様書の中にも書いてございます。ただし、先ほどおっしゃったように営業活動で来られる炉のメーカーさん、その方も見せて欲しいという申し出があります。お宅の炉を見せて欲しい、その炉のメーカーの方も積極的にこの部分をこのように直した方が良いという御提案を受け付けております。そういったものを総合したかたちで来年度の補修計画を立てております。以上です。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。</p> <p>【「なし」と言う者あり】</p> <p>質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>【「なし」と言う者あり】</p> <p>討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。</p> <p>これより、議案第4号「請負契約の締結について」を挙手により採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>【賛成者挙手】</p> <p>挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第4、議案第5号「財産の取得について」を議題といたします。議案の朗読を願います。</p>
	議 長	
	議 長	
	議 長	
	議 長	

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事 務 局 議 長	<p align="center">【議案第5号を朗読】</p> <p>以上で朗読を終わり、提案理由の説明を求めます。管理者 竹下正彦君。</p>
	管 理 者	<p>議案第5号でございますが、「財産の取得について」でございます。ごみの収集運搬業務で使用する塵芥収集運搬車として、先ほど事務局が朗読しましたとおり、財産を取得することにつきまして、芸北広域環境施設組合において北広島町の条例を準用する条例第2条第17号の規定による北広島町条例の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして組合議会の議決をいただくものでございます。今回購入予定の塵芥収集運搬車通称パッカー車でございますが、年式が古く、故障の多い車両の買い替えでございます。詳しくは事務局から御説明いたします。以上よろしく申し上げます。</p>
	議 長	引き続き詳細について事務局に説明を求めます。事務局長。
	事務局長	<p align="center">【詳細説明】</p>
	議 長	これをもって提案理由の説明を終わります。
	7 番議員	<p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番 入本和男君。</p>
	7 番議員	<p>先ほどはちゃんと3社の会社名等、先ほども言われたんですが、昨年よりか1社増えとるというかたちで多分山下自動車ともう1社どこかいうのと、それから同じまあ多分見積りもこれも落札者がされとるかたちですよね、このかたちです、例年。でそういうことだろうと思うんですが、見積りに対するまあ入札・落札率ですね、その辺りの説明がなかったのですがそのような点について具体的にお話ししたいと思います。</p>
	議 長	ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。
	事務局長	<p>山下自工の、指名願いの提出されておるメンバーですね。今回の入札メンバーは、芸備ダイハツ販売、ニッシュウ、有限会社山下自動車工業、株式会社エムジーカーズ千代田、有限会社カーステーション織田、有限会社高岡モータース以上6社でございます。</p> <p>それから入札率でございますが92.42パーセントでございます。</p> <p>見積りの仕様についてでございますが、昨年度の入札結果を含めて、その1位から3位までの平均をとって見積り額を算定しております。以上でございます。</p>
	議 長	以上で答弁を終わります。7番 入本和男君。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事 務 局	かに転売されるということでございます。廃車にするよりも下取りして取って、利益を上げて頂いた方が入札価格も下がるということになります。したがって、今回同じ車両なんです、入札価格は下がっています。それは下取り価格車の状態が良かった、そういう結果であると思っております。以上でございます。
議 長 7 番 議 員	議 長 7 番 議 員	<p>以上で答弁を終わります。7 番 入本和男君。</p> <p>それでは今年予算書の753万4千円の数字はどなたが出された数字か伺うものでございます。</p> <p>それと提案理由の書き方が前回と今回が違うんですが、これは、どういう、どちらが提案理由の書き方が正解なのかその辺りも合わせてお願いします。</p>
議 長 事 務 局	議 長 事 務 局	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。</p> <p>すいません。では、予算の見積り、誰がしたかという、そうですね、金額。これは、事務局の方で決めました。事前に予算見積りをどこかに取るということはしておりません。これまでの落札価格から算定して事務局で算定した数値です。</p>
議 長 7 番 議 員	議 長 7 番 議 員	<p>それから、提案理由の書き方でございますが、ちょっと様式が変わってるという意味かと思えます。これは北広島町の議会の方でこういった統一様式です、ということができておまして、組合の方も北広島町さんの様式、これを参考にさせて頂いて、そのほうに合わせたものになっていますので前回と少し書き方が違っていると思えますが、これは、各自治体において決めるものでどれが間違いとかということとはございません。以上です。</p>
議 長 7 番 議 員	議 長 7 番 議 員	<p>以上で答弁を終わります。7 番 入本和男君。</p> <p>これは、間違い、提案理由のことなんですが、やっぱし、今のうちに北広島町の例をとられると前回も同じでなければいけないのに今回もこれ、どっちでもいいというようなまあ、答弁に聞こえるんですが、その辺りは今後どのような統一見解を持って提案理由をこのように主張されるのかその辺りを明確にしてもらわないと。前はこれでもいい、これでもいいということではちょっと軽率ではなかろうかと思うんですが、その辺りの見解を明確にお願いします。</p>
議 長 事 務 局	議 長 事 務 局	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。</p> <p>失礼します。今回、北広島町さんの方もこういう様式に統一するというので変えられました。それを契機に組合の方もこの様式で今後とも統一させて頂きたいと思っております。以上です。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 5	議 長 7 番議員	<p>はい。答弁を終わります。7 番 入本和男君。</p> <p>見積りの取り方は今回は事務局がしたと言われたんですが、前回お聞きしたときに落札業者がその見積りをするというふうに前回私は、この山下さんの時の納入業者の時にそういうふうに理解しておるんですが、それは、今後は事務局が見積りをしていくということによろしいんですか。</p>
	議 長 事 務 局	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。</p> <p>はい。失礼します。そうですね。前回山下さんが落札されたときは、中型車両ではなくて違ったタイプの車でございました。それで今回その時には、芸備ダイハツさんに見積りを取りました。まあ見積りを取るということは、業者さんの方にとってはどの見積りを採用されたかというのは、結構判断材料になってくると思いますので、できるだけ市場のデータ、ほかの会社のデータがあれば事務局サイドで今後でもできるものは、設計していきたいと考えております。以上です。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。</p> <p>【「なし」と言う者あり】</p> <p>質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>【「なし」と言う者あり】</p> <p>討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。</p> <p>これより、議案第 5 号「財産の取得について」を挙手により採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手を願います。</p> <p>【賛成者挙手】</p> <p>挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第 5、「議員の派遣について」を議題といたします。議員派遣については、芸北広域環境施設組合議会会議規則第 1 条の規定に基づき準用する北広島町議会会議規則第 1 2 1 条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、決定したいと思っております。これに御異議ありませんか。</p> <p>【「なし」と言う者あり】</p>
	議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件については、これを承認することに決定いたしました。なお、議員派遣の内容に今後変更を要</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
閉 議	議 長	<p>するときはその取扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、この件についても御異議ありませんでしょうか。</p> <p>【「なし」と言う者あり】</p> <p>御異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更を生じた場合は、議長に一任願います。</p>
	議 長	<p>以上で本臨時会に付議された事件の審議は全て終了いたします。これをもって「平成22年第1回芸北広域環境施設組合議会臨時会」を閉会いたします。</p> <p>大変御苦勞様でございました。</p>